

e-Gov 電子申請による届出に変わります

南但消防本部では、令和 7 年 3 月 3 日から**現行のぴったりサービスを介した申請から、電子政府の総合窓口「e-Gov」による申請に移行します。**

電子申請による届出が増えることに伴い、窓口訪問等の負担の軽減、書類管理の効率化、申請データの再利用による入力負担の軽減など利便性は広がります。

本移行に伴い、申請方法が変更となりますのでご注意ください。また、下記のリンクから e-Gov 電子申請要領を確認いただき積極的にご利用ください。

[e-Gov を初めてお使いの方へ\(外部サイト\)](#)

ご利用の流れ

- 1 パソコンに e-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。
初めての方はアプリ内の「[電子申請について](#)」、「[利用準備](#)」をご確認ください。
※スマートフォンからの電子申請はできません。
- 2 アプリ内マイページの「[手続検索](#)」から申請される届出等を選択し、基本情報や各届出様式等に必要な情報を入力してください。なお、提出先選択では必ず「**南但消防本部 予防課**」を選択してください。
- 3 申請の入力が完了したら、画面下部の「[内容を確認](#)」をクリックし、申請内容を確認してください。
- 4 内容を確認後、「[提出](#)」をクリックしてください。到達番号や到達日時が表示されます。「[提出完了](#)」画面で申請書控えをダウンロードし、提出完了となります。

※**報告書の写しの保存が必要な場合は**、忘れずにダウンロードしてください。

なお、届出方法の詳細については、下記外部サイトを参考としてください。

[e-Gov 電子申請の方法について\(外部サイト\)](#)

電子申請による受付可能な届出様式

下記に示す届出様式が電子申請可能となります。

e-Govにおいて受付可能な届出標準様式

【火災予防に関する手続に係る届出等】

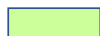
防火・防災管理者選任(解任)届出書
統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
防火対象物点検結果報告書
防災管理点検結果報告書
自衛消防組織設置(変更)届出書
消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
工事整備対象設備等着工届出書
消防計画作成(変更)届出書
全体についての消防計画作成(変更)届出書
防火対象物・防災管理点検報告特例認定申請書
防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書
防火対象物使用開始届出書
火を使用する設備等の設置届出書(炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機)
火を使用する設備等の設置届出書(急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備)
自衛消防訓練通知書


【石災法に関する手続に係る届出等】

非常通報設備設置届出書
防災要員及び防災資機材等現況届出書
防災管理者(副防災管理者)選任・解任届出書
防災規程制定(変更)届出書
共同防災組織設置(変更)届出書
広域共同防災組織設置(変更)届出書
防災業務実施状況報告書(自衛防災組織)
防災業務実施状況報告書(共同防災組織)

【危険物等に関する手続に係る届出等】

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書
危険物製造所貯蔵所取扱所譲渡引渡届出書
危険物製造所貯蔵所取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
危険物製造所貯蔵所取扱所廃止届出書
危険物保安統括管理者選任・解任届出書
危険物保安監督者選任・解任届出書
予防規程制定変更認可申請書
移送の経路等に関する書面
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食防止等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(危険物の貯蔵管理等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(タンクの腐食量に係る管理等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング有)
特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書(コーティング無)
保安検査時期変更申請書
新基準適合届出書
第一段階基準適合届出書
浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク貯蔵所の休止確認申請書
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(タンクの腐食防止等の状況)
特定屋外タンク貯蔵所の内部点検時期延長届出書(危険物の貯蔵管理等の状況)
休止中の特定屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長申請書
休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書
休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書
休止中の特定準特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書(新基準適合期限延長)
休止中の特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書(浮き屋根新基準適合期限延長)
特定準特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(新基準適合期限延長)
特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書(浮き屋根新基準適合期限延長)
休止中の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の再開届出書
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認に係る変更届出書

 【令和7年3月3日から利用開始の届出】

 【令和7年4月1日から利用開始の届出】

注意事項

e-Gov での電子申請では、**副本が返却されません。**

受付印付きの副本が必要な場合は、管轄消防署の窓口へ直接提出するか、切手を貼付した返信用封筒を同封し、郵送により提出してください。

その他、不備箇所や添付書類忘れなど申請に対しての指摘事項については、メッセージ機能を利用し個別で指示させていただきます。

お問い合わせ

南但消防本部 予防課

TEL 079-672-0119

e-mail fd-yobou@nantan.hyogo.jp